

議案第40号

西海市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西海市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和7年9月5日 提出

西海市長 瀬川 光之

西海市条例第 号

西海市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

西海市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成17年西海市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の120」を「100分の125」に改める。

附則に次の1項を加える。

14 次の各号に掲げる日を基準日とする期末手当の支給割合（第4条本文の規定により一般職の職員の例によることとされ適用される給与条例第27条第2項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合をいう。以下この項において同じ。）は、第4条ただし書の規定にかかわらず、当該掲げる日ごとの区分に応じ、当該各号に定める支給割合とする。

- (1) 令和5年12月1日 100分の175
- (2) 令和6年6月1日 100分の170
- (3) 令和6年12月1日 100分の175

(4) 令和7年6月1日 100分の172.5

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の西海市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後条例」という。）附則第14項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後条例附則第14項の規定を適用する場合において、この条例の施行の日前までに同項各号に規定する基準日における期末手当として既に算定され、支払われた期末手当は、同項の規定により算定され、支払われたものとみなす。

新旧対照表

西海市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
西海市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例 平成17年4月1日 西海市条例第42号 第1条～第3条 (略) (手当) 第4条 通勤手当及び期末手当の額は、西海市職員の給与に関する条例（平成17年西海市条例第45号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、給与条例第27条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の172.5」とし、同項に規定する期末手当基礎額は、前条に規定する給料の月額に100分の20を乗じて得た額をその給料の月額に加算した額とする。 第5条 (略) 附 則 1～13 (略) <u>14 次の各号に掲げる日を基準日とする期末手当の支給割合（第4条本文の規定により一般職の職員の例によることとされ適用される給与条</u>	西海市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例 平成17年4月1日 西海市条例第42号 第1条～第3条 (略) (手当) 第4条 通勤手当及び期末手当の額は、西海市職員の給与に関する条例（平成17年西海市条例第45号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、給与条例第27条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは、「100分の172.5」とし、同項に規定する期末手当基礎額は、前条に規定する給料の月額に100分の20を乗じて得た額をその給料の月額に加算した額とする。 第5条 (略) 附 則 1～13 (略)

新	旧
<u>例第27条第2項に規定する期末手当基礎額に乗じる割合をいう。以下この項において同じ。）は、第4条ただし書の規定にかかわらず、当該掲げる日ごとの区分に応じ、当該各号に定める支給割合とする。</u> <u>(1) 令和5年12月1日 100分の175</u> <u>(2) 令和6年6月1日 100分の170</u> <u>(3) 令和6年12月1日 100分の175</u> <u>(4) 令和7年6月1日 100分の172.5</u>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の西海市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後条例」という。）附則第14項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後条例附則第14項の規定を適用する場合において、この条例の施行の日前までに同項各号に規定する基準日における期末手当として既に算定され、支払われた期末手当は、同項の規定により算定され、支払われたものとみなす。